SUNDAY NIKKEI

いまさら聞けない年金 ―下―

いつから、いくら受給？

加入期間や給料で様々

制度複雑「定期便」みて

繰り上げ・下げ仕組みも

公的年金は、加入期間や現役時代の収入などによってもらえる金額は人それぞれ。受け取れるようになる時期も様々だ。それほど制度は複雑なのに、サービスはきめ細やかとはいえず、加入者・受給者それぞれが気を付けておかないと思わぬ損もしかねない。今回は年金の受給に関する基礎知識をまとめる。

65歳から支給基本

「夫婦2人でいくらになるでしょうか。公的年金だけで生活していけますか」

千葉県浦安市にある地方銀行の支店。12月上旬、年金相談会に同市内のパート女性（58）が訪れ、不安そうに尋ねた。社会保険労務士の資格を持つ行員は彼女が持参した「ねんきん定期便」などの資料を見ながら説明し始めた。

大企業の社員として40年近く厚生年金に加入していた夫は1948年7月生まれの62歳。すでに60歳から年金を受け取っている。今の受給額は年約170万円で、月14万円ほどだ。

60代前半で支給される厚生年金は「特別支給の厚生年金」と呼ばれる。厚生年金は65年の制度改革で65歳からの支給が基本となった。しかし、それまでが60歳からだったため、急な変更を避けようと60代前半の分は「特別支給」としてしばらく残すことになった。その後徐々に支給開始年齢を引き上げ、最終的には特別支給はなくなる予定だ（図A参照）。

特別支給には「報酬比例部分」と「定額部分」という2つがある。それぞれ現役時代にもらっていた給料に比例して額が決まる分と加入期間によって額が決まる分。65歳になると前者は「厚生年金」そのものに、後者は「国民（基礎）年金」に切り替わる。支給開始年齢の引き上げはまず定額部分から始まり、次に報酬比例部分となる。

彼女の夫の場合は報酬比例部分は60歳からだが、定額部分は64歳からで、年約70万円の見込み。つまり64歳になると約240万円の年金をもらえる。これだけではない。定額部分の支給が始まると同時に、妻の扶養手当ともいうべき「加給年金」が出る。これが年約40万円。すべて合わせると年280万円になる。

次に彼女（妻、52年1月生まれ）の分を見てみよう。若いころに1年強、会社勤めの経験があり厚生年金に加入していた。それ以外は専業主婦が長く、保険料を払わなくてもよい「第3号被保険者」として約30年間、国民年金に加入してきた。60歳から特別支給の厚生年金の報酬比例分が年約1万円、63歳から定額部分が2万円ほど出る。65歳からの国民年金は約60万円だ。

ただ妻が65歳になって国民年金を受け取り始めると、夫に支給されていた加給年金はなくなる。代わりに妻に「振替加算」という年金がつく。この額は若い人ほど減っていく。彼女の場合は年約8万円。この世帯は結局、妻が65歳になれば2人分で年300万円を少し超える。月当たり約26万円だ。

将来、もし夫が先にいくなった場合は、彼女の国民年金に加え、夫の厚生年金（報酬比例部分）の4分の3が遺族厚生年金として支給されもする。女性は「生活の見通しが立てやすくなった」と胸をなで下ろした。

月20万円届かず

公的年金に対する疑問は「いつから、いくらもらえるのか」に尽きるともいわれる。実は加入者の誕生日月に毎年郵送される「ねんきん定期便」は50歳以上の人に対しては、そうした情報も掲載している。ただし加給年金などは載せていないので、読み方などがわからなければ年金事務所やこういう相談会で尋ねてみてはどうだろう。

受給年齢近くになって自分の年金見込み額を知ったとき、「特に男性は『月20万円はあると思っていたのに、こんなに少ないのか』と嘆く人が多い」（社労士の東海林正昭さん）という。冒頭の相談者の夫は「大企業に長く勤めていただけあって金額は多い方」（行員）。平均的収入の男性会社員は40年加入して、報酬比例部分は月10万円程度とされる。定額部分を合わせても20万円には届かず、妻の分を合わせて20万円を超えるといった例が珍しくない。

ここまで基本的な受給開始年齢をベースに説明してきたが、基本年齢よりも前倒しして受け取る「繰り上げ」、逆に遅らせる「繰り下げ」という仕組みもある。

65歳から支給される国民（基礎）年金は最大で前後5年ずらせることができる。年金額は1カ月繰り上げるごとに0・5%減る。60歳で受け取り始めると、通常より30%減る計算。反対に繰り下げると1カ月ごとに0・7%ずつ増える。

60歳から特別支給の厚生年金を受け取っている人が、65歳からの国民年金を繰り上げたり、繰り下げたりもできる。手法は複数あり、金額の計算も複雑。繰り上げると減額が生涯続くといった注意点もあるので、年金事務所などでよく相談した方がよい。

ちなみに、60歳から受け取る特別支給の厚生年金を後にずらして受け取っても額が増えたりはしない。60歳から支給を申請すると損だと勘違いしている人が意外に多い（東海林さん）ので注意したい。

企業の定年はいまだに60歳が主流。ところが、年金の支給開始年齢は65歳からと姿を変えていく。60代前半の収入をどう確保するかは大きな課題。一つの方法は年金の「繰り上げ」だが問題も多い。やはり王道は60歳以降も働き続けることだろう。働きながら受け取る厚生年金である「在職老齢年金」を知っておこう。

60歳以降も会社に勤め、正社員並みに働くと厚生年金に加入して保険料を払わなければならない。一方、年金も支給される。ただ、給料の額に応じて年金額はカットされる（表B参照）。一見不利な仕組みに見えるが、一般的にはカットされたとしても年金+給料で年金だけのときよりも実入りは増える。退職後には保険料を納めた分、年金額が増える。老後の収入をできるだけ増やしたい人には向いているともいえる。

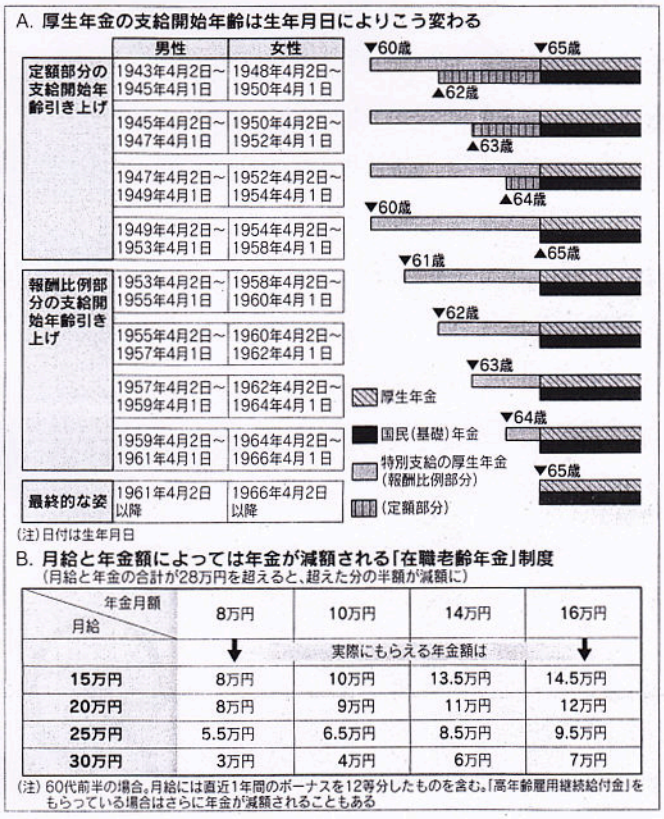

B. 月給と年金額によっては年金が減額される「在職老齢年金」制度
（月給と年金の合計が28万円を超えると、超えた分の半額が減額に）

月給＼年金月額	8万円	10万円	14万円	16万円
	↓	実際にもらえる年金額は		↓
15万円	8万円	10万円	13.5万円	14.5万円
20万円	8万円	9万円	11万円	12万円
25万円	5.5万円	6.5万円	8.5万円	9.5万円
30万円	3万円	4万円	6万円	7万円

（注）60代前半の場合。月給には直近1年間のボーナスを12等分したものを含む。「高年齢雇用継続給付金」をもらっている場合はさらに年金が減額されることもある

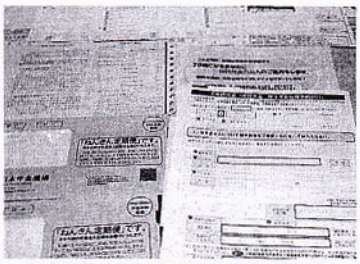
年金の受給内容を確認する書類は様々だ

情報収集大切 疑問は確認を

杉並年金事務所（東京都）に最近、50代の男性が訪れ、「これまで勤めた3つの会社でそれぞれ厚生年金に入り、年金手帳も3つある。私はちゃんと年金をもらえますか」と尋ねた。窓口の担当者は手帳を確認したうえで、「大丈夫です。3つの加入期間は合計できますから」と答えた。

公的年金は原則25年加入していれば老後に受け取れる。国民年金でも厚生年金でも、すべての加入期間を合算できる。金額を決めるに当たっても加入記録は非常に大切だ。記録は「ねんきん定期便」などで確認できる。多くの加入記録が行方不明になるといった問題も起きているだけに、間違いや疑問はその都度解消しておきたい。

定期便以外にも、公的年金に関する様々な書類やお知らせが送付されてくるので疑問があれば、確認したい（表C参照）。60歳や65歳になる3カ月ほど前には、厚生年金や国民（基礎）年金を受け取るための「年金請求書」もくるはず。放置しておかずに一通り目を通し、わからないことは年金事務所などに問い合わせよう。

（この連載は藤井良憲、編集委員　山口聡が担当しました）

C. 公的年金についての情報を得るには

こんなとき	連絡先
ねんきん定期便などに関して質問がある	ねんきん定期便専用ダイヤル（0570・058・555）
年金に関して一般的な質問がある	ねんきんダイヤル（0570・05・1165）
年金に関するお役立ち情報を知りたい	日本年金機構のサイト（http://www.nenkin.go.jp/）
個別相談したい	年金事務所、街角の年金相談センター